水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を公布する。 令和6年3月29日

> 京都市公営企業管理者 上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第8号

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程 水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。

(
第1条 この規程は、地方公営企業法第3
3条の2又は地方自治法施行令第158
条第1項の規定により、次に掲げる公金
(以下「水道料金等」という。) の徴収
又は収納に係る事務(以下「徴収事務
等」という。) を委託することに関し必
要な事項を定めるものとする。

改正前

 $(1)\sim(3)$  (略)

(無片)

(4) 京都市上弓削農業集落排水処理施設 条例第13条に規定する使用料

(5) (略)

(委託の範囲)

## 第2条 (略)

- (1) (2) (略)
- (3) 水道料金等の集金又は納入の受領
- (4) 前号により<u>収納</u>した水道料金等<u>(以下「収納金」という。)</u>の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み

 $(5)\sim(7)$  (略)

改正後

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法第3 3条の2及び同法施行令第26条の4の 規定により、次に掲げる公金(以下「水 道料金等」という。)の徴収又は収納に 係る事務(以下「徴収事務等」とい う。)を委託することに関し必要な事項 を定めるものとする。

 $(1)\sim(3)$  (略)

(削除)

(4) (略)

(委託の範囲)

第2条 (略)

- (1) (2) (略)
- (3) 水道料金等の徴収又は受領
- (4) 前号により受<u>領</u>した水道料金等の出 納取扱金融機関又は収納取扱金融機関 への払込み

 $(5)\sim(7)$  (略)

2 (略)

(委託の相手方)

- できる者は、次に掲げる要件を備えてい る者とする。
  - (1) 委託を受けようとする業務を遂行す るに足りる施設、人員及び財政的基礎 を有し、かつ、当該業務の実施につい て相当の知識及び経験を有する者であ ること。
  - (2) 徴収事務等に関する情報を電子計算 機により適正に管理し、その電磁的記 録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができ ない方式で作られた記録をいう。)を 遅滞なく提供することができること。
  - (3) 収納金を的確かつ迅速に払い込むこ とができる能力を有すると認められる こと。

(4) (略)

2 (略)

(委託契約)

第5条 (略)

- 2 (略)
  - (1) (略)
  - (2) 徴収又は収納手続

2 (略)

(委託の相手方)

第3条 徴収事務等の委託を受けることの 第3条 徴収事務等の委託を受けることの できる者は、京都市上下水道局会計規程 第18条の4に規定する者であって、次 に掲げる要件を備えている者とする。 (削除)

> (1) 徴収事務等に関する情報を電子計算 機により適正に管理し、当該情報を記 録している電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては 認識することができない方式で作られ た記録であって、電子計算機による情 報処理の用に供されるものをいう。以 下同じ。) を遅滞なく提供することが できること。

(削除)

- (2) (略)
- 2 (略)

(委託契約)

第5条 (略)

- 2 (略)
  - (1) (略)
  - (2) 水道料金等の徴収又は収納手続

- (3) 収納金の払込方法
- (4) (略)
- (5) 事故の場合の措置及び責任

(6)~(10) (略)

(受託者の義務)

第6条 受託者は、<u>この規程及び前条第2</u> 項に規定する契約書に従い、委託を受け た徴収事務等を当該契約書に定める期間 内に完了しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

- 2 受託者は、徴収事務等の遂行中生じた 事故について、受託者の責めに帰すべき 事由がないと管理者が認める場合を除 き、一切の責任を負わなければならな い。
- 3 受託者は、前項の事故その他異常な事態が生じた場合には、直ちに管理者に報告しなければならない。

(収納金の払込方法)

- (3) 水道料金等の払込方法
- (4) (略)
- (5) 事故が発生した場合の措置及び責任

(6)~(10) (略)

(受託者の義務)

- 第6条 受託者は、地方公営企業法第33 条の2において準用する地方自治法第2 43条の2の2第1項に規定するものの ほか次に掲げる事項を遵守しなければな らない。
  - (1) 受託者は、この規程及び前条第2項 に規定する契約書に従い、委託を受け た徴収事務等を当該契約書に定める期 間内に完了すること。
  - (2) 受託者は、徴収事務等の遂行中生じた事故について、受託者の責めに帰すべき事由がないと管理者が認める場合を除き、一切の責任を負うこと。
  - (3) 受託者は、前項の事故その他異常な 事態が生じた場合には、直ちに管理者 に報告すること。

(削除)

(削除)

(水道料金等の払込方法)

- 収納した場合は、計算書を添えて京都市 上下水道局の出納取扱金融機関又は収納 取扱金融機関に払い込まなければならな 11
- 2 受託者は、徴収事務等の一部を、電子 計算機処理により行う場合にあっては、 前項の計算書を電磁的記録媒体(電子計 算機処理をするため、磁気テープ、磁気 フロッピーディスク、磁気ディスクその 他これらに準じる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができるもの をいう。) で作成することができる。
- 3 受託者は、前項の規定により計算書を 電磁的記録媒体で作成した場合であっ て、管理者が必要と認めるときは、当該 計算書を通信回線を利用して京都市上下 水道局に送付することができる。
- 4 第1項の払込みは、徴収又は収納した 日の翌日(翌日が出納取扱金融機関又は 収納取扱金融機関の休業日である場合に は、翌日後直近の出納取扱金融機関又は 収納取扱金融機関の営業日)の午前10 時までに行わなければならない。ただ し、管理者が特別の理由があると認める ときは、この限りでない。

(原符等の保管及び廃棄)

第8条 受託者は、原符(納入書)及び領 | (削除) 収済通知書を管理者が定める期間(以下

第7条 受託者は、水道料金等を徴収又は 第7条 受託者は、水道料金等を徴収又は 受領した場合は、計算書(当該計算書に 記載すべき事項を記録した電磁的記録を 含む。)を添えて京都市上下水道局の出 納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に 払い込まなければならない。

(削除)

(削除)

(削除)

「保管期間」という。) 確実な保管庫等 で適正に管理しなければならない。

2 受託者は、保管期間が経過した原符 (納入書) 及び領収済通知書を切断、溶 解等の確実な方法により廃棄しなければ ならない。

(徴収事務等従事者)

第9条 (略)

2 (略)

(身分証明書)

- 第10条 管理者は、受託者に対し、徴収 事務等従事者が従事する徴収事務等の名 称を記載した身分証明書(別記様式)を一 交付するものとする。
- 2 前項の交付を受けた受託者は、徴収事 2 前項の交付を受けた受託者は、徴収事 務等従事者に当該身分証明書を携帯さ せ、関係者から提示を求められたときに は、速やかにこれを提示させなければな らない。
- 3 受託者は、次の各号のいずれかに該当 するときは、直ちに身分証明書を管理者 に返納しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

(委託料)

第11条 受託者には委託料を支払うもの とし、その額は徴収事務等の範囲その他 の事情を勘案して別に定める。

(事務の検査)

第12条 管理者は、必要と認めるとき は、職員に命じて受託者の徴収事務等に

(削除)

(徴収事務等従事者)

第8条 (略)

2 (略)

(身分証明書)

- 第9条 管理者は、受託者に対し、徴収事 務等従事者の氏名及び従事する徴収事務 等の名称を記載した従事者証(別記様 式)を交付するものとする。
- 務等従事者に当該従事者証を携帯させ、 関係者から提示を求められたときには、 速やかにこれを提示させなければならな 1
- 3 受託者は、次の各号のいずれかに該当 するときは、直ちに従事者証を管理者に 返納しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

(委託料)

第10条 管理者は、受託者に委託料を支 払うものとし、その額は徴収事務等の範 囲その他の事情を勘案して別に定める。

(事務の検査)

|第11条 管理者は、受託者に地方公営企 業法第33条の2において準用する地方 関し、帳票その他の書類を検査させることができる。

(新設)

(委託の告示)

第13条 管理者は、徴収事務等を委託したときは、京都市条例の公布等に関する条例に定める手続により告示する。

- 2 前項の告示には、次の事項を記載するものとする。
- (1) 受託者
- (2) 委託事務の範囲
- (3) 委託期間又は委託開始年月日

(協定及び指示)

第14条 (略)

自治法第243条の2の2第2項に規定 する報告をさせることができる。

2 管理者は、職員に地方公営企業法第3 3条の2において準用する地方自治法第 243条の2の2第3項に規定する検査 又は質問をさせることができる。

(委託の告示)

第12条 管理者は、徴収事務等を委託したときは、地方公営企業法第33条の2 において準用する地方自治法第243条の2第2項に規定する事項を告示しなければならない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(協定及び指示)

第13条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)